

五條市屋外広告物許可申請の手引き

目 次

1. 屋外広告物とは…	2 頁
2. 禁 止 区 域	2 頁
3. 禁 止 物 件	3 頁
4. 禁 止 広 告 物	3 頁
5. 許 可 地 域	3 頁
6. 許 可 基 準	4 頁
7. 許可申請等の手続	9 頁
8. 屋外広告物許可手数料と許可期間	11 頁
9. 景観保全型広告整備地区	12 頁
10. 適 用 除 外	12 頁
11. その他の注意事項	13 頁
12. 屋外広告業の登録	14 頁
別紙 景観保全型広告整備地区の概要	16 頁

1.屋外広告物とは…

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、はり紙、はり札、立看板、広告旗並びに広告塔、建植広告物、建築物等に掲出されているもの等のことをいいます。また、表示内容が営利を目的としたものでなく、行事や催事などの案内も屋外広告物に含まれます。

屋外広告物は、「屋外広告物法」、「奈良県屋外広告物条例」、「奈良県屋外広告物条例施行規則」、「奈良県屋外広告物条例五條市施行規則」及び「五條市手数料条例」により必要な規制・手続き等が定められています。

2. 禁止地域

次の地域や場所には屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲出するための物件（掲出物件）を設置することはできません。

■屋外広告物の表示・掲出物件の設置ができない地域又は場所

◆文化財保護法の規定による地域

- ・重要文化財に指定された建造物の周囲50メートル
- ・史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域
- ・特別史跡、特別天然記念物に指定された地域の周囲100メートル以内

◆奈良県文化財保護条例の規定により、県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域

◆都市計画法の規定による地域

- ・第1種、第2種低層住居専用地域
- ・伝統的建造物群保存地区

◆森林法の規定による地域

- ・保安林として指定された森林のある地域

◆陵（みささぎ）、墓地、火葬場

◆その他（五條市には該当しない地域又は場所）

- ・風致地区
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定による近郊緑地特別保全地区

■屋外広告物を表示できない場所

◆都市公園法の規定による都市公園

◆その他（五條市には該当しない場所）

- ・奈良県立公園条例の規定による県立公園

3. 禁止物件

次の物件には屋外広告物を表示したり、掲出物件を設置することはできません。

■屋外広告物の表示・掲出物件の設置ができない物件

- ◆橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- ◆街路樹、路傍樹
- ◆郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- ◆銅像、記念碑など
- ◆文化財保護法又は奈良県文化財保護条例の規定による次の建造物
 - ・重要文化財に指定された建造物
 - ・奈良県指定有形文化財に指定された建造物
- ◆石垣、よう壁
- ◆火災報知機、消火栓、火の見やぐら
- ◆送電塔、送受信塔、照明塔
- ◆その他（五條市には該当しない物件）
 - ・景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木

■屋外広告物のうち、はり紙、はり札、広告旗、立看板の表示ができない物件

- ・電柱、街灯柱

4. 禁止広告物

設置が不完全で風や振動により倒壊や落下の危険性があったり、信号機や道路標識が見えにくくなるなど、周囲へ危害を与えるおそれのある広告物や掲出物件は表示又は設置することができません。

5. 許可地域

五條市内全域において屋外広告物を表示したり、掲出物件を設置するときは、五條市長の許可が必要です。ただし、屋外広告物等の表示・設置が禁止されている地域、場所を除きます。

6. 許可基準

■一般基準

◆美観上の基準

- ・市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
- ・赤色と緑、紫の原色又は原色に近い色彩（※１）の使用は、その表示部分を最小限にとどめること。（※２）
- ・赤色と緑色又は緑色と紫色は近接して使用しないこと。
- ・イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- ・サーチライトは使用しないこと。

◆危害防止の基準

- ・容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- ・雨、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- ・信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- ・一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

◆色彩の一般基準

※１「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色相（H）	明度（V）	彩度（C）
赤（R）	1 R以上 6 R未満	4 以上 6 未満	8 越え
緑（G）	1 G以上 7 G未満	4 以上 7 未満	6 越え
紫（P）	6 P以上 9 P未満	4 以上 6 未満	7 越え

※２「その表示部分を最小限にとどめること」（※１のマンセル値に該当した場合）

都市計画法第2章に規定する用途地域のうち 商業地域・近隣商業地域・準工業地域	左記以外の地域
50%を超えない範囲 （赤・緑・紫の合計面積）	40%を超えない範囲 （赤・緑・紫の合計面積）

■種類別基準

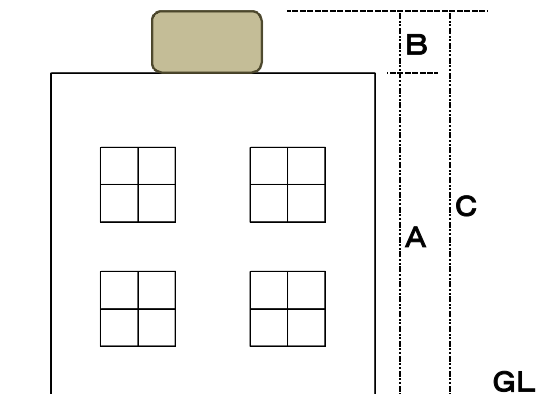
屋 上 広 告 物

◆共通基準

- ・和風建築物の棟には掲げないこと。
- ・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。

◆地域別基準

A=建築物の最高の高さ
B=広告物の高さ
C=平均GL（地上）から広告物の
表示面積部分の上端までの高さ



◇屋上第2種地域（第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・2種住居地域、準住居地域）

- ・ $B \leq A \times 1/2$ かつ $C \leq 25\text{m}$

◇屋上第3種地域（上記以外の地域）

- ・ $A < 15\text{m}$ の場合 $\Rightarrow B \leq A \times 1/2$ かつ $C \leq 20\text{m}$
- ・ $A \geq 15\text{m}$ の場合 $\Rightarrow B \leq A \times 1/2$ かつ $C \leq 36\text{m}$

軒 下 広 告 物

◆共通基準

- ・ 各々の表示面積は、 20m^2 以下（突出は、両面で 20m^2 以下）
- ・ 同一壁面には、3個以下（壁面・突出を合算して）

◆形態別基準

◇壁面

- ・ 各々の合計面積は、 60m^2 以下 かつ 当該壁面の $1/3$ 以下

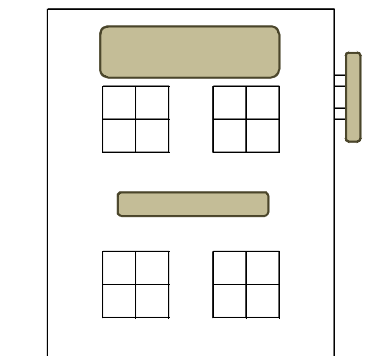
◇突出

【歩道と車道の区別がある場合】

- ・ 路面から軒下広告物の下端までの高さ 2.5m 以上、
突き出し幅は壁面から 1m 以内

【歩道のない場合】

- ・ 路面から軒下広告物の下端までの高さ 4.5m 以上、
突き出し幅は壁面から 1m 以内



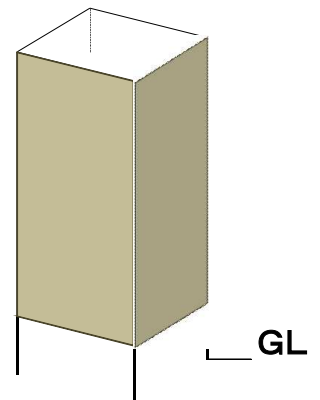
へい・かき広告物

- ・古い土塀には掲げない
- ・表示面積は、へい又はかきの立面積の $1/3$ 以下で、かつ 20m^2 以下
- ・高さは、へい又はかきの上端を超えない
- ・同一のへい又はかきには、3個以下

広告塔、建植広告物

◆共通基準

- ・鉄道又は道路敷き及びこれらから展望できる(※3)範囲で、当該鉄道又は道路から 100m 以上の場所に設置、かつ広告物相互の間隔は 100m 以上
- ・ただし、次の場合は距離及び間隔の制限をしない
 - ①自家用広告物として表示するもの
 - ②鉄道の駅構内において表示するもの
 - ③市街地(※4)において表示するもの



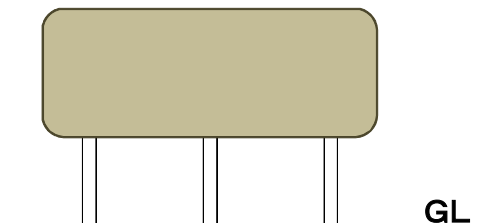
◆形態別基準

◇広告塔【地上から高さが 5m を超えるもの】

- ・総表示面積 60m^2 以下、かつ1面の最高面積は 20m^2 以下
- ・地上（GL）からの高さは、木造は 10m 以下、鉄骨造は 15m 以下

◇建植広告物

- ・表示面積は、 30m^2 以下
(2面以上表示する場合も合計で 30m^2 以下)
- ・地上（GL）からの高さは、 5m 以下



※3「鉄道又は道路敷き及びこれらから展望できる」とは、次の場合を指す。

- ・表示の対象が当該鉄道又は道路である場合

※4「市街地」とは、次の場合を指す。

- ・都市計画法第8条に規定される用途地域に囲まれた区域（市街化区域）。ただし、屋外広告物禁止区域を除く。
- ・上記以外の地域で、次のいずれかの要件に該当する区域
 - ①広告物設置場所側の沿道（沿線）で、広告物を中心とした半径 50m 以内に建築物が存在する場合。ただし、向側を（逆サイド沿道、沿線）除く。
 - ②当該鉄道又は道路から後方 100m 以内に建築物があり、広告物が設置されても後方の景観に支障を及ぼさない場合

電 柱 広 告 物

◆共通基準

- ・突き出し又は巻き付け広告は、電柱にそれぞれ1本
- ・掲出する期間は、1年以内

◆形態別基準

◇突出

- ・大きさは、縦1.2m、横0.5m以下
- ・地上からの広告物の下端高さは、4.5m以上
- ・取り付け方向は、民有地側の方向

◇巻付

- ・大きさは、縦1.8m以下
- ・地上からの広告物の下端高さは、1.8m以上

ア ー チ 広 告 物

- ・地上からの広告物の下端高さは、4.5m以上
- ・アーチ上部には商店街名等公共的な名称のみ表示し、その他は下部柱部に掲出

気 球 広 告 物

- ・気球の大きさは直径3m以下、地上からの高さ4.5m以下とし、網に架設する広告物は縦1.5m、横1.5m以下
- ・掲揚中に電線、煙突、建築物等にふれないもの
- ・広告面にネットを用いる
- ・風速5m以上の時には掲揚しない
- ・気球に補助綱があること
- ・掲出する期間は、1年以内

広 告 幕（懸垂幕、横断幕）

- ・懸垂幕は、縦10m以下、横1.2m以下
- ・横断幕は、繁華街においてのみ掲げる
- ・懸垂幕、横断幕の外周には、風圧に耐えられるよう適当なロープを入れる
- ・旗、のぼり等布地を用いるものは、祭典、縁日、臨時興業、大売出しのほか商店街の慣習として認められる場合に限る
- ・掲出する期間は、1年以内

立 看 板

- 大きさは、縦1.8m、横0.9m以下
- 脚部の長さは、0.5m以下
- 設置する期間は、2ヶ月以内

は り 札

- 表示面積は、1枚につき0.5㎡以下
- 掲出する期間は、1年以内

は り 紙

- 表示面積は、1枚につき0.5㎡以下。ただし、掲示板等に掲出する場合はこの限りでない
- 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は掲出しない
- 掲出する期間は、1ヶ月以内

7. 許可申請等の手続

許可申請等についての照会、相談、受付等はまちづくり推進課都市計画係で行っております。

■新規の場合

広告物許可申請書（様式第1号）正副2通に、関係書類（「許可申請必要書類」参照）を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■景観保全型広告整備地区に広告物等を掲出する場合【別紙参照】

景観保全型広告整備地区屋外広告物設置届出書（様式第1号の2）正副2通に、関係書類（「許可申請必要書類の新規」参照）を添付して提出し、届出手続きを済ませてから着工をしてください。

■変更する場合

広告物変更許可申請書（様式第2号）正副2通に変更を明らかにした書類（「許可申請必要書類」参照）を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■継続する場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了30日前までに広告物継続許可申請書（様式第3号）正副2通を提出し、許可を受けてください。（添付書類は基本不要ですが、必要に応じて添付の必要があります。）

■申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届（様式第5号）1通を提出してください。

■撤去した場合

屋外広告物撤去届1通を提出してください。

■その他（他法令により手続きが必要な場合）

- ・高さ4mを超える広告塔等に広告物を掲出する場合

高田土木事務所又はその他の機関において工作物の確認申請を行い、確認済証の写しを添付してください。

- ・道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合

道路を管理する担当部署において、道路の占用許可を受け、その写しを添付してください。

①国道（24号）

奈良国道事務所橿原維持出張所

②県道、県管理の国道（24号以外）

五條土木事務所

③市道

五條市役所建設課

- ・その他許認可の手続きが必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。

■許可申請必要書類

必 要 書 類		新規	変 更		継続	備 考
			意匠	その他		
①広告物許可申請書		○				様式第1号
②広告物変更許可申請書			○	○		様式第2号
③広告物継続許可申請書					○	様式第3号
④付近の見取り図		○				・縮尺1/2500程度の地図等に設置場所を記入
⑤色彩及び意匠を表す図面		○	○	○		・広告物の色彩図（立面図に着色も可）。赤・緑・紫の各色彩を使用する場合は、色見本を添付（メーカー名・番号・色の名称を記載）。
仕様書及び設計図	⑥敷地配置図・平面図	○		○		・広告物の設置場所を記入。敷地は位置図に設置場所が表示できれば平面図は不要。
	⑦立面図	○		○		・広告物の設置場所を記入。 ・屋上の場合は図面上にGL、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。
	⑧構造図	○		○		・広告物の構造を示す図面。（基礎構造図、取付断面図を含む）。 ・証明の取付状況を示す図面。
⑨確認済証及び確認申請書（建築物）の第1面から第5面までの写し		△				・屋上広告物の場合、または屋上広告物または軒下広告物が判別できない場合に必要。 （建築物断面図でも可）
⑩道路占用許可書の写し		△		△	△	・道路（公道）の上空を占用する場合に必要。
⑪形状寸法・手数料内訳表		△	△	△	△	・複数の広告物があり、申請書に記入できない場合に必要。
⑫委任状		△	△	△	△	・申請者が第三者に申請を委任する場合に必要。

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

◆申請部数 各2部

8. 屋外広告物許可手数料と許可期間

許可手数料については、「五條市手数料条例」に基づき規定しております。

名 称	単位	許可手数料	適 用	期 間
屋上広告物 軒下広告物 広告塔 建植広告物 へい・かき広告物 アーチ広告物	1 個	1, 500円	・ 1 個の広さ5平方メートルまで 1, 500円 ・ 広さ5平方メートルを増す毎に 1, 500円を加算する。	3年以内
電柱広告物	1 件	1, 000円	・ 1 件5個まで1, 000円 ・ 5個を増す毎に1, 000円を 加算する。	1年以内
気球広告物	1 個	1, 000円		1年以内
広告幕	1 個	500円		1年以内
立看板	1 件	1, 000円	・ 1 件5個まで1, 000円 ・ 5個を増す毎に1, 000円を 加算する。	2ヶ月以内
はり札	1 件	500円	・ 1 件5個まで500円 ・ 5 個を増す毎に5 0 0 円を 加算する。	1年以内
はり紙	1 件	500円	・ 1 件100枚まで500円 ・ 100枚を増す毎に500円を 加算する。	1ヶ月以内

◇手数料額については、「五條市手数料条例」に基づき規定

◇1件とは一括処理されたもので、形状・大きさ・意匠等同一のものをいいます。

◇単位の端数は、1単位に切り上げます。

9. 景観保全型広告整備地区

「景観保全型広告整備地区」とは、良好な景観を保全する必要がある地域や、新たに良好な景観を創出することが必要な地域などで、地域の特性にふさわしい広告景観の形成を図ることを目的に知事が指定する地域です。

当該地区で広告物等を掲出しようとするときは、知事の定める「基本方針」及び市長の定める「広告物等の表示方法に関する事項」に適合するように努めなければなりません。

また、禁止・許可の適用除外となる一定規模以下の自家用広告物等についても届出が必要となります。（詳細は16頁「別紙」を参照。）

- ・京奈和自動車道（五條道路）インターチェンジ周辺景観保全型広告整備地区
 - 五條北インターチェンジ周辺
 - 五條インターチェンジ周辺
 - 五條西インターチェンジ周辺

10. 適用除外

次の屋外広告物や掲出物件については、屋外広告物に関する一定の規制の適用が除外されます。

■禁止地域・禁止物件・許可区域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物

- ◆公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動、又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの
- ◆他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの
- ◆国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務、事業に関して公共の利益のために表示するもの
- ◆自家用広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準
・市内全域	広告物の総表示面積が10㎡以内
※自家用広告物とは、次の条件を満たす広告物をいいます。 ●自己の事業又は営業に関する屋外広告物 ●自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの	

◆自己管理地広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準
・市内全域	広告物の総表示面積が5㎡以内
※自己管理地広告物とは、次の条件を満たす広告物をいいます。 ●自己の所有する土地又建造物の一部に表示する屋外広告物 ●管理上表示の必要があるもの	

- ◆講演会、講習会、展覧会、音楽会などに関するもので会場の敷地内に表示するもの
- ◆車両に表示するもの
- ◆慣例その他特別の理由によりやむを得ないと市長が認めるもの

■禁止地域・許可区域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物

◆道標、案内板で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	種類	広告物の設置基準
・市内全域	道 標	表示面積が縦40cm以下、横105cm以下
	案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・表示面積が5㎡以下
※ 電柱、街灯柱及びこれらに類するものには掲出できません		

■許可区域で許可を受けずに掲出できる屋外広告物

◆放送事業者、新聞社、通信社の発行する速報、又はこれを掲出する物件

◆短期間の表示、又は設置で次のもの

- ・ 広告面に表示期間と責任者の住所・氏名を明記した面積0.5㎡以下の広告物で表示期間が一週間以内のもの
- ・ 一定の場所を定めて設置する広告物を掲出する物件（自治会の掲示板等）に表示する広告物で表示期間が二週間以内のもの

11. その他の注意事項

■適正な管理と自主撤去

◆許可の表示

- ・ 許可を受けた広告物には、許可の標識を必ず付けて下さい。

◆管理義務

- ・ 設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

◆撤去義務

- ・ 許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって撤去してください。

◆罰則の適用

- ・ 許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や条件に表示したりして、条例に違反したときは、罰金の処罰があります。

12. 屋外広告業の登録

■屋外広告業の登録

五條市内で屋外広告業を営もうとする方は、屋外広告業の知事登録が必要となります。

■登録の申請手続き

登録申請には次の必要書類に必要事項を記入し提出してください。なお、登録申請には手数料が必要となりますので、奈良県収入証紙10,000円分を登録申請書の所定の位置に貼付のうえ、奈良県景観・自然環境課へ申請書を提出してください。

[必要書類]

- ①屋外広告業登録申請書
- ②登録申請者等が登録の欠格事由に該当しない旨の誓約書
- ③略歴書
- ④業務主任者の資格等を証明する書類の写し（業務主任者の資格要件は次項参照）
- ⑤登録申請者が個人の場合：住民票の写し

法人の場合：登記簿謄本

※ ①～③までの書類は、奈良県ホームページの申請書ダウンロードサービスから入手することができます。

■業務主任者の設置

屋外広告業を営むためには、登録を受ける営業所ごとに業務主任者を選任し、適正な屋外広告業務の運営を行っていただきます。

業務主任者には次の資格等の要件を満たす方から選任してください。

[資格等の要件]

- ◎ 国土交通大臣の登録を受けた試験機関が行う広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した方
- ◎ 屋外広告物講習会の課程を修了した方
- ◎ 職業能力開発促進法に基づく次のいずれかに該当する方
 - ・職業訓練指導員免許所持者
 - ・技能検定合格者
 - ・職業訓練修了者（広告美術仕上げに限る。）
- ◎ 屋外広告業を営む営業所で、屋外広告物の表示等の責任者として5年以上の経験を有しているとして奈良県知事の認定を受けている方

■屋外広告業の登録に係る欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、屋外広告業の登録を受けることができません。

[登録の欠格事由]

- ◎ 屋外広告業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
(法人の場合で、取り消しの処分のあった日前30日以内にその役員であった者を含む。)
- ◎ 営業の停止命令を受け、その停止期間中の者
- ◎ 屋外広告物法に基づく条例、又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ◎ 未成年者で、その法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- ◎ 法人で、役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある場合
- ◎ 業務主任者を選任しない場合

■登録の有効期間

屋外広告業の登録の有効期間は5年です。有効期間が満了したあとも、引き続き屋外広告業を営もうとする方は、有効期間満了の30日前までに登録の更新申請を行ってください。

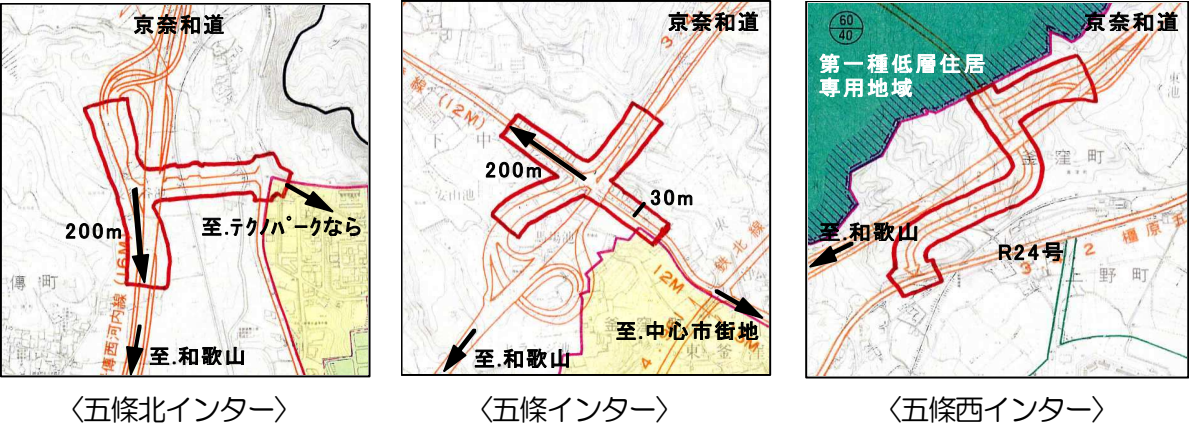
■登録内容の変更の届出について

屋外広告業の登録内容に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に届出を行ってください。

一景観保全型広告整備地区の概要一

1. 指定地区

京奈和自動車道〈五條・五條北・五條西〉の各インターチェンジ出口周辺の道路及びその沿道地区



2. 指定理由

五條市においては、市域の骨格を形成する金剛葛城山系・吉野川等の自然、市街地やその近郊に存在する樹林、田園、公園等により水と緑のネットワークを形成し、潤いと安らぎに満ちた都市空間づくりを進めている。

また、京奈和自動車道（五條道路）を広域的に人・物・文化が交流する広域交流軸と位置付け、この交通の要衝という特性を活かし、活気と潤いに満ちた南和地域の中心都市にふさわしいまちづくりを目指している。

京奈和自動車道（五條道路）の開通により、今後の広域的な地域間交流の活発化のなかで、世界遺産「吉野大峰」へのアクセスなど、南和地域の玄関口となる京奈和自動車道のインターチェンジ周辺地域において、先導的に地域の顔としてふさわしい魅力的で開放的な空間を創出し、周辺の自然環境と調和した良好な広告景観の形成を図るため「景観保全型広告整備地区」に指定する。

3. 各インターチェンジ周辺の広告景観形成の基本構想

地 区	広告景観形成の基本構想
五條北 I C 周辺	テクノパークなら等の大規模工業団地を有し、その周辺には旧市街地や田園風景が広がる地域として、緑あふれる住宅地と産業ゾーンが調和する清新な広告景観を目指す。
五 條 I C 周 辺	雄大な自然環境と棚田状の田園風景が広がる市西部地域、優れた水辺環境や歴史的・文化的資源が残る市中心部、世界遺産の登録をうけた県南部への玄関口としてふさわしい魅力的で開放的な広告景観を目指す。
五條西 I C 周辺	周辺を豊かな自然環境に囲まれた大規模ニュータウンであると同時に、南和地域の新しいコンベンション都市拠点としても位置付けられ、安らぎと落ち着きに満ちた新住宅市街地周辺にふさわしい落ち着いた広告景観を目指す。

4. 広告景観づくりの基本的な考え方

（１）周辺の背景となる緑豊かな自然環境との調和

＜高彩度色の地色規制＞ ＜点滅照明等の禁止＞

（２）南和地域の玄関口として相応しい沿道空間の創出

＜屋上広告物、広告塔、野立広告物などの高さ、面積の規制＞ ＜簡易広告物の禁止＞

（３）インターチェンジの機能的充実

＜野立広告物を案内誘導目的に限定＞

5. 広告物等の表示方法に関する事項

種 類	上乘基準概要	広告物等の表示方法に関する事項	許可基準（参考）
全広告物	・可変表示式広告の禁止 ・点滅照明等の規制 ・地色の規制	・可変表示式広告物（電光ニュース板、電光広告板その他の 常時表示の内容を変えられることができるもの）は不可 照明 ・点滅不可 ・回転灯不可（車両出庫の警告用除く） 色彩 ・地色に彩度の高い色は不可（概ね彩度6以下）	・ネオンサイン等は点滅を緩やかに ・赤、緑、紫の原色使用は最小限度
屋上広告物	・自家用に限定 ・建物上端からの突出制限	・自家用に限定 ・建物上端部からの高さは2m以下（PH除く） ・縦長のものは不可とし、できる限り建物との一体感をだすこと	・建物高さの 1/2 以下 ・用途地域、建物高さによる最高高さ制限
軒下広告物	・自家用に限定 ・表示面積制限	・自家用に限定 ・表示面積30㎡以下（1面10㎡以下）	・表示面積 60 ㎡以下 ・1面 20 ㎡以下 ・壁面の 1/3 以下 ・同一壁面に3個以下
広告塔	・自家用に限定 ・表示面積制限 ・高さ制限	・自家用に限定 ・総表示面積 30 ㎡以下（1面 10 ㎡以下） ・高さ8m以下	・総表示面積 60 ㎡以下 ・1面 20 ㎡以下 ・高さ15m以下
建植広告物	・表示面積制限 ・高さ制限 ・自家用又は案内目的に限定	・表示面積5㎡以下 ・高さ3m以下 ・自家用又は案内を目的としたものに限定 〔案内を目的としたものは、表示面の1／2以上 に施設等の名称、方向、距離を表示〕 ・表示面は横長とする（縦横比概ね1：1.6） ・できる限り集合化しデザイン化を図ること	・表示面積 30 ㎡以下 ・高さ5m以下
電柱広告物	可		
簡易広告物	不可		